

空き家を登録しませんか？

～ お持ちの空き家を有効活用ください ～

福井市空き家情報バンク

空き家を売りたい・貸したい方の物件情報を、
ホームページ等により利用したい方に紹介する制度です。

福井市にこれから住みたい、今ある建物を引き継いで暮らしたいと
希望する方に空き家をご提供いただくことは、
地域の活性化やご自身の資産管理にもつながります。

《手続きの流れ》

問合せ



空き家を売りたい・貸したいとお考えの方、活用を迷っている方は、
お気軽にご相談ください。

登録



登録に必要な書類等に必要事項を記入し、窓口に提出してください。
必要書類（登録申込書・誓約書、登録カード、位置図、間取り図の書式）は、
福井市空き家情報バンクのホームページからダウンロードできます。
<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/jutaku/akiyataisaku/sub.html>

※市街化調整区域の物件は、福井市都市計画課への事前確認が必要です。

【必要書類】(1)公図、(2)土地・建物の登記事項証明書

(建物登記がない場合には、固定資産税課税明細書)

※登録に際して、宅地建物取引業者を選任していただく必要があります。

仲介を依頼していただく必要があるためです。仲介は、(社)福井県宅地建物取引業協会、
または、(社)全日本不動産協会福井県本部に選任を依頼することもできます。

募集



物件登録後、福井市のホームページ及び窓口、全国版「空き家バンク」の
ホームページで情報を公開し、募集を始めます。

交渉



交渉希望があった場合、希望者から直接仲介業者に連絡が入ります。
その後、双方または仲介業者との交渉になります。
(市は交渉・契約には関与しません。情報公開のみ行います。)

成約



希望者との交渉が成功した場合、宅地建物取引業者の仲介で契約を締結
します。福井市空き家情報バンクから物件情報を取り消します。

《お問い合わせ先》

福井市 住宅政策課 0776-20-5571